

# 松江市の防火に関する建築規定について

松江市では、火災に強く燃えにくい建物を建てる地域として、都市計画法第8条に基づく「**準防火地域**」、建築基準法第22条に基づく「**防火に関する制限がかかる区域(22条区域)**」を指定しています。

なお、都市計画法第8条に基づく「防火地域」の指定はありません。

## 1. 準防火地域について

### 【Q1-1】 準防火地域の指定されている地域は？

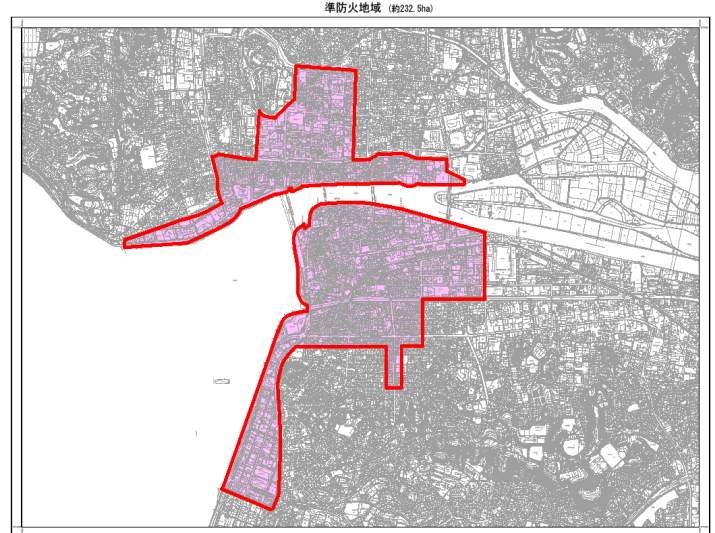
#### 全体が準防火地域

母衣町、千鳥町、末次町、芋町、片原町、西茶町、東茶町、末次本町、東本町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、向島町

嫁島町、袖師町、魚町、灘町、白湯本町、天神町、八軒屋町、和多見町、寺町、伊勢宮町、朝日町、御手船場町、大正町、本郷町

#### 一部が準防火地域

殿町、幸町、横浜町、豎町、中原町、学園南一丁目、東朝日町、雑賀町、新雑賀町、栄町



### 【Q1-2】 準防火地域における建物には？

建築物の規模により「耐火建築物」「準耐火建築物」の規定が適用されます。

(建築基準法第61条、第62条)

建物の規模	防火に関する建築規定
「地上3階以上(※)」又は「延べ床面積 500㎡を超え1500㎡以下のもの」	耐火建築物 または 準耐火建築物にする
「地上4階以上」又は「延べ床面積 1500㎡を超えるもの」	耐火建築物にする

※延べ床面積500㎡以下の場合、一定の防火措置があれば木造でも建てることができます。

### 【耐火建築物とは？】(建築基準法第2条第9号の二)

建物の主要構造部(壁、柱、はり、屋根、階段、床)を鉄筋コンクリートなどの耐火構造とし、延焼のおそれのある開口部分に防火設備を設けるなど、周囲への延焼や建物の倒壊などが極力起きないように建築された建物のこと。

### 【準耐火建築物とは？】(建築基準法第2条第9号の三)

建物の主要構造部(壁、柱、はり、屋根、階段)を準耐火構造とする。あるいは主要構造部に防火措置を施すなどし、また延焼のおそれのある部分の開口部に防火設備を設け、火災発生時の加熱に一定時間以上耐えることができる建物のこと。

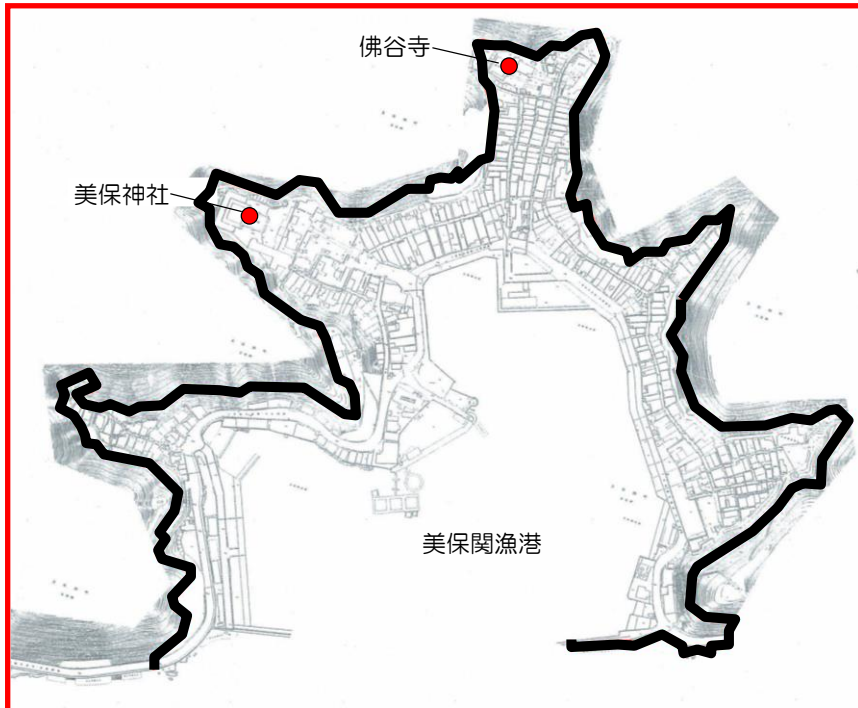
## 2. 建築基準法第 22 条指定区域について

### 【Q2-1】建築基準法第 22 条の指定範囲は？

- ① 松江市内で都市計画法第8条の用途地域に指定されている地域です。(準防火地域は除く。)用途地域は都市政策課のホームページで確認できます。

松江市役所→暮らしのガイド→都市政策課→松江圏都市計画図・穴道都市計画図

- ② 美保関町美保神社の周辺地域 です。(図のとおり)



### 【Q2-2】建築基準法第 22 条区域における建物には？

**屋根、外壁**について防火上の規定があります。

- ① 屋根の不燃化 (燃えにくい屋根)

瓦、金属 (亜鉛鉄板や銅版など)、スレート、セメントその他飛び火した場合に防火上安全であると認められた材料の屋根とすることが必要です。 (建築基準法第 22 条)

(茶室、東屋、延べ床面積 10 m<sup>2</sup>以内の物置等については、例外規定があります。)

- ② 外壁の不燃化 (燃えにくい外壁)

外壁で延焼のおそれのある部分 (隣地境界線または道路中心線から 1 階部分は 3m 以下、2 階以上の部分は 5m 以下の部分) について、延焼抑制効果のある外壁とすることが必要です。

(建築基準法第 23 条)

- ③ 木造建築の場合

木造で、集会場、駐車場、倉庫等特別な用途に使用する建物は、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造にする必要があります。

詳しい内容については建築指導課・都市政策課にお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

松江市役所歴史まちづくり部

都市政策課 (地域や区域の指定に関する事) 0852-55-5373

建築指導課 (建築物の構造等に関する事) 0852-55-5347